

こんなとき…どうなる？

Q 4月1日付けで就職しますが、研修期間があり、健康保険の適用は7月1日からになります。健康保険が適用になるまでは被扶養者資格を継続できますか？(研修期間中は月給5万円)

A 就職時から将来に向かって恒常的に収入を得ることが予測できますので、就職日である4月1日に取消となります。

就職先の健康保険が適用になるまでは、国民健康保険に加入することになります。

Q 4月1日から働くことになりましたが、雇用期間が決まっており、健康保険の適用もありません。被扶養者資格を継続できますか？(雇用期間:4月1日から9月30日まで 月給:11万円)

A 雇用契約の内容が認定基準額^(※1)以上であるため、雇用開始日の4月1日から取消となります。

Q 3月に大学を卒業しますが、実家には戻らずアルバイト(月額8万円程度)をしながら就職活動を行う予定です。仕送りはありませんが家賃・光熱費等を親(組合員)が負担します。このような場合、被扶養者資格を継続できますか？

A 家賃・光熱費等を組合員が負担していても、毎月の定期的な仕送りが送金証明^(※2)により確認できない場合は被扶養者資格取消となります。

Q 在学中に奨学金を受け取ることになりましたが、奨学金とアルバイト収入を合わせると認定基準額^(※1)以上の収入となります。被扶養者資格を取り消さなければいけませんか？

A 奨学金は、学資金として支給・貸与されるもので、被扶養者を判定する際の収入には含めないため、アルバイト収入が認定基準額未満であれば引き続き被扶養者となります。

ただし、日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金や司法修習生に貸与される修習資金については、月々の生活費を援助することを目的とした資金の提供と考えられるため収入に含めます。



国民年金第3号被保険者の届出に関する 取扱い変更について

平成30年3月から日本年金機構において個人番号(マイナンバー)による届出が開始されたため、共济組合において代行している国民年金第3号被保険者(20歳以上60歳未満の被扶養配偶者)の届出に関する取扱いについても以下のとおり変更になりましたのでお知らせします。

- 国民年金第3号被保険者関係届に記載していた基礎年金番号が個人番号に変更になりました。
- 平成30年3月以降は、日本年金機構が地方公共団体情報システム機構から定期的に住民票の異動情報を取得するため、住所変更、氏名変更および死亡に関する届出が不要になりました。